**平成２９年（フ）第２０８号**
群馬県高崎市三ツ寺町1127番地３　ヴィレッジ淡島101号
債務者　一倉　敏和
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第２０９号**
群馬県高崎市三ツ寺町1127番地３　ヴィレッジ淡島101号
債務者　一倉緑美花（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第２１１号**
群馬県富岡市小桑原２番地６
債務者　髙木　弘義
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第２１５号**
群馬県藤岡市藤岡1354番地35
債務者　加藤　徳明
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第２２２号**
群馬県安中市下後閑1258番地１
債務者　川上　忠義
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第１４０７号**
さいたま市浦和区大東２丁目29番21号
債務者　菊池　雄一
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１４０８号**
さいたま市浦和区大東２丁目29番21号
債務者　菊池マリ子
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第５７２号**
埼玉県草加市西町763番地２　プラザ・ドゥ・ウィナー105号、旧住所埼玉県草加市西町763番地２　プラザ・ドゥ・ウィナー204号
債務者　佐藤　　伸
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第５７８号**
埼玉県草加市柳島町284番地　クローネ関106号、旧住所埼玉県草加市柳島町284番地　クローネ関105号
債務者　瀬崎健太郎
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３７２号**
埼玉県狭山市広瀬東２丁目33番49号　コーポウイズ101
債務者　忠海　　晃
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第５４４号**
埼玉県所沢市小手指南４丁目９番地の41
債務者　森　　尚平
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第５７９号**
埼玉県川越市砂新田１丁目13番地37（リトルコア101号）
債務者　滝沢　秀一
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第６１５号**
埼玉県川越市通町12番地10（川越コンクリート203号室）
債務者　齋藤　絹江
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第６１９号**
埼玉県川越市大字藤間200番地１（ストークマンション藤間403号室）
債務者　井上　美沙
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第６２１号**
埼玉県川越市砂新田１丁目７番地９（サンロイヤルマンション205号室）
債務者　石渡　美恵（旧姓石津）
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第６３１号**
埼玉県川越市大字今福830番地１（シエール208号室）
債務者　伊藤　武雄
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部